

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第五編 失業対策

第一章 概観

一九五三年における政府の失業対策には、ほとんどみるべきものがなかったといつてよい。

第一七国会の衆議院労働委員会は、十一月二四日、失業問題を議題にとりあげたが、そのさいの政府答弁がいちおう網羅的に政策の方向を説明しているのので、それを引用しておく。

○安井説明員(労働政務次官) 潜在失業者の数につきましてはいろいろな推定がございますが、政府としてもこれに対して、はっきりとした数字を確認することができないことを、たいへん遺憾に存じておる次第であります。大体失業問題と申しますか、雇用問題について指数の標準になりますのは、工業生産量、雇用指数、就労者の数、完全失業者の数あるいは失業保険の給付状況、こういったものであろうかと存するのでありますが、この点につきましては、昨年の同期に比べますと、いずれも本年九月ごろまでの実績につきましては、大体において好転をいたしておるような実情になっております。さらに、これの裏づけになります輸出貿易なり特需の見通し、あるいは政府資金の放出状況ということになりますと、これは見通しでございますから、今具体的な御答弁も困難かと思ひますが、特需なんかの実績に徴しましても、これは本年までの実績については、必ずしも前年までよりも非常に悪くなっておるといった傾向はないのでございます。

将来一体どうするのか、具体策を持っておるかということになりますと、抽象的には輸出入貿易のバランスをとって国民経済の自立をはかるということになろうかと考えております。これにつきましては、さらに来年度の予算とも関連いたして来る問題でありますので、具体的な見通しあるいは説明につきましては、ひとつしばらく御猶予を願いたいと思ひます。

失業者の扶助料の方が、対策費より上まわるような場合がある、これは政策としておかしいという御質問はごもっともでございますが、あれは御存じの通り生活保護法による場合は、最高の限度をきめておきまして、さらに別途収入があります場合には、それを差引くのでありまして、必ずしもその金額を支給するといったようなものではないわけでございます。さらに日雇いの方になりますと、これはその日当、賃金以外にも収入の道がないでもなかろう、そういったような点で運営上のバランスは極力とって参っておる次第でございます。一割アップによりまして、あまり極端なそういった矛盾はなくなっておるかと思ひ存じておる次第でございます。

就労日数にいたしましても、政府の方は努力いたしました結果、今度一日ふえたというわけでございますが、これは民間の方とつき合せて考えましたならば二十四、五日分の就労日数は、最近の情勢では確保しておると思っております。

年末手当につきましては、いろいろの御同情すべき問題でございまして、これについては政府も深甚な考慮をいたしておる次第でございますが、財政方面のこととかいろいろな事情もございまして、はたして御期待に沿えるかどうかという点につきましては、まだ

決定を見ておりませんのを遺憾に思う次第であります。

失業対策が労働強化になっておるといような点、これは後ほど職安局長から、具体的な事例については御説明申し上げるかと思存しますが大体失業対策事業が、最初はほんとうの失業対策であり、いわば遊んで手当だけ出すといようなものから、かなり実質的な内容を持った傾向になって、これはむしろ失業対策の政策としては好ましいことじゃなかろうかと存じておる次第であります。

○江下説明員(職業安定局長) 格付を厳正にやったために、労働強化になったんじゃないかという御質問であります、実は失業対策事業を始めましたときは、比較的規律がよくないために、相当世間から非難されたわけでございます。最近だんだん失業対策事業の範囲が広くなりまして、相当な事業もやるようになってい。そこで賃金もそれに伴いまして、若干ずつではございますが、上って参りまして、どうしても失業対策事業に働いておる人たちに一律に一本の賃金で行くというわけには行かなくなったわけでございます。従って、私どもとしましては、これを応能制賃金と申しまして、やはり技能があり、労働力のある人は、それだけよけいにもらうのが、りくつではないだろうかというので、ある程度の応能制の賃金制度を考えるようにということで、地方の事業主体にも指示をいたしたわけでございます。現実の問題といたしまして、個々の格付において、あるいはたくさんのご事情から、不公平がないとは申し上げられないのでございます。

それから労働強化になったために、けがが多いというお話でございましたが、この点は、私どもが今まで全国から集めております情報では、組合の方からそういう意見がございましたけれども事業主体側からは、実はまだそういう意見を聞いておりません。函館でトラックがひっくり返りまして、大分死傷者が出ましたことも承知しておりますし、高萩でもけが人が出たということも聞いてはおりますけれども、直接労働強化が原因でそういう事故をひき起したというふうには、必ずしもとれないのではないかと考えております。

一万円ベース[国家公務員の一萬六千円ベース]のときに見合う日雇い労働者の賃金は二百五十円だ[それ以後変更されていない]という山花[秀雄]委員のお話でございましたが、私どもの方ではそうは考えておりませんので、今回のベース・アップをやらせられております前の一万三千元ベース、この国家公務員のベースと二百五十円のベースが見合っているというふうには実は考えておるわけであり。そこでとにかく九月から(全国平均一割)上げましたということは、私どもといたしましては、国家公務員より早めに上げたというくらいには実は考えておるわけでございます。

失業対策事業で働きます人たちは、最近相当固定化の傾向にあるわけでございます。この固定化の傾向は、できるだけ排除して、定職につけるようにわれわれとしては努力しているわけでございますが、現在のところ、一般の産業情勢がまだなかなか好転いたしませんので、一日でこれをすぐ配置転換というわけには参らぬわけであり。

○小坂国务大臣 行政整理の問題に関しましては、まだ政府といたしまして、具体的にこうするという決定的な案は実は、持っていないわけであり。ただ全体といたしまして言いうることは、どうも官業にしる民業にしる、あるいは政府機構そのものの運営にしる、非常に人が多過ぎて、しかも能率的でない運営があるのではないかと、これをもう少

し能率的にしないと、やはり日本の非常な生命であるところのコストを低くして、良質の品物をつくり、外国貿易において、優勢なる地位を回復して、そうして日本経済の発展興隆に寄与することができぬのじゃないか、そういう面から、どうしても能率をよく仕事をするというのを、まず政府自身が始めなければならぬのじゃないか。そこで、いわゆる安い政府といえますか、国民の負担のかからない政府というものをつくる必要があるのじゃないか。そのことによって出た金は、できるだけ国土の開発に向って投入すべきだろう。大いに公共事業を興し、あるいは電源開発等をして、そしてその面に積極的に生産に寄与するところの労働力の吸収をやったらどうか、こんなような全体の考え方の筋道であるわけでありまして。ただ、日本の場合には、昨年あたりにいたしましても、約九十万人の労働力人口がふえているわけでありまして。これをとにかく何とか吸収しておるので、完全失業の人員も特別な変化はなく、全体の労働人口そのものから見ますと、まあそれほど摩擦的な状況ではないのであります。ビヴァリッジ等にいわせれば、要するに三%以下は摩擦的失業でないということをおっしゃる。しかし、実際問題として、〔行政整理で〕十万人近くの人が職を失った場合にどうするか。これは非常に大きな問題でありまして、これは十万人であるかあるいは幾らであるかということにつきましては、政府は何ら具体的な施策をきめておりませんが、いずれにいたしましても、今申し上げたような筋道で、あるいは出るかもしれないそういう人口を吸収する。しかし、筋肉労働に向かない人も出るわけですから、その面につきましては、統計というものがもう少し拡充強化される必要があろうかと思っております、その統計的な面から問題を正確に把握する機構を充実するというようなことも一案ではないかと考えております。

失業という非常にお気の毒な事態に直面しておられる方々に対しましては、私どもとしましても財政の許す限り考慮いたしておるつもりでございます。その方法としてはやはり公共事業を興すということが一点、ここにおきまして就労の機会は当然できますし、一方におきましてその有効需要が喚起されることによりまして、他の民間産業も活発になって就労の機会が与えられる。一方そこにおいてできるだけ高能率の運営を考えてもらいまして、輸出の振興をして行くという三つの柱を立てて、失業問題について大きな構想をもって進みたい、こういうふうに今考えておる次第でございます。

公共事業を大いに活発化しようと思っても、今建設公債等を出してやるということにつきましては、これはインフレーションの問題というものが非常に神経質に考えられておりますし、また実際そのおそれも決してないとはいえない状態でありますので、あまり期待ができないのではないかと思うのであります。私どもとしては、その第一着手としては、やはり行政整理ではないかという気持ちを持っておるのでございます。

〔政府は民間企業の人員整理に対して積極的な協力を与えておるといふ〕お話でございますが、政府といたしましては、民間産業のいわゆる首切りというものを、何か勧奨するといえますか、助長するような態度をとったことは実はないのでございます。私どもの省〔労働省〕といたしましても、関係各省といろいろ連絡をとりまして、連絡協議会等も設けておりますし、あるいはまた会社等において非常に大量の首切りをするというような場合が出ますれば、その会社に対しまして、事情を聞き、そういう整理された連中は、あとどういふふうになって行くかという程度まで聞いて、十分相談に乗ってやるように進んでいるつもりでございます。数字の上から見ますと、最近完全失業者の数は減って来ております。私ども方々の職安をまわって見ておりますが、一番手近な飯田橋の職安

あたりでも、最近土建関係の要人員の希望が非常に多うございまして、その方の需要が非常に活発のようでございます。

不完全就業者というものが、労働問題の対象として非常に重要なものであるということについては、私もまことに御同感でございます。人口問題から来る労働問題の非常なむずかしさがあるということ、私も十分承知いたしておるつもりでございます。

中小企業の未組織の労働者の問題は、非常に重要な問題でございます。そうかといって、三十人以下の事業場に勤めておる者の大部分が失業者と同様な者であるのだという御判定も、少し酷ではないかと思えます。

○江下説明員 失業対策事業に従事します労働者が組合をつくりまして、この両三年来、なかなか熾烈な攻勢を見せておるわけでありまして。第一線におきましては事業主体、市なり町村が当るわけでありまして、なかなかこれだけではうまくないので、結局安定所が相当その間に立ってやっておる。私ども中央におきましては、労働大臣が賃金その他を定めます。もし陳情に参りましたときには、これは会わぬというわけには行かないわけで、ただ、正規の労働組合ではございますけれども、いわゆる団体交渉としてやるかどうかという点については、われわれは現在のところは、そこまで考えておりません。

なお、六月、七月の水害にさいして水害地の失業者に対して失業保険法の適用基準を多少緩和する法律が第一六国会で成立し、「昭和二八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律」として公布施行された(八・一八法二三九、九・一施行)。「水害をうけた政令で指定される地域において失業保険法の適用をうける事業所」が、水害によって休業した場合、被保険者の離職・失業の認定の基準を緩和するなど失業保険法の適用に関する特例を定めたものである。

また労働省では、失業保険法の濫用が多くなったとして、年末にいたり次のような内容をふくむ失業保険法改正を考慮していると伝えられた。

一、現行では六カ月以上雇われて被保険者になれば、失業したとき、半年間は失業保険金として賃金の六割が支給されることになっている。この規定の盲点について北海道の季節労働者などによくみられるように、半年勤めてあとの半年は失業保険で暮すという傾向が最近目立ってきた。そこで、このような季節労働者には保険金の支給を制限し、二度目から給付期間を一カ月にする。

一、最近では事業の不振から操短や休業がふえており、その場合事業主は労働者を一たん失業した形にして失業保険金で急場をしのぎ再び採用するという例が多くなってきた。そのような悪用を防ぐため、このような場合には保険料は一日につき第一級三円、第二級二円で、支給される保険金は一日につき第一級一四〇円、第二級九〇円になっている。しかし日雇労働者の賃金もあがり、物価もあがっているため保険料、保険金の額をともに引上げる。

一、失業してから一年間のうちに保険金を支給されねばならないことになっているが、病氣などのため公共職安定所まで出向いて保険金を受けとれない場合は、とくに証明を得て期間を延長するよう措置する。

一、失業保険料の積立金の利子などで職業補導所とか福利施設を設けるようにする。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
